

（ 請 求 人 ） 様

千葉県監査委員 清 水 謙 司
同 宮 原 清 貴
同 川 合 隆 史
同 宇留間 又衛門

千葉県職員措置請求について（通知）

平成29年12月11日付けで提出された千葉県職員措置請求については、下記の理由により地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に規定する請求の要件を欠くものであるため、監査を実施しないこととしたので通知します。

記

- 1 柵の撤去を承認したことが財務会計上の行為に当たるか否か
 - (1) 地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求の対象となる事項は、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られる。そして、最高裁判所平成29年4月12日判決によると、住民訴訟に係る訴えが適法といえるためには、当該訴訟の対象とされた行為又は事実が、財務会計上の行為又は事実として、財務的処理を直接の目的とするものでなければならないとされている。

また、道路法（昭和27年法律第180号）第24条に基づく「道路管理者の承認」について、道路管理者は、その工事を行う必要性、設計及び実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無などを総合的に判断して、承認又は不承認の処分を行うと解されている（『改訂4版道路法解説』道路法令研究会：140頁）。
 - (2) これを本件についてみると、高洲中央港線（以下「本件道路」という。）と県有地との道路境界上に設置された鉄パイプによる柵の撤去の承認（以下「本件承認」という。）は、道路管理者である市が道路法第24条に基づき行った道路行政上の行為であって、私人などが自らの必要性に基づいて道路に関する工事又は維持を行う必要が生じ、道路管理上支障がなければこれを認めることを主眼とするものであり、財務的処理すなわち公有財産の財産的価値に着目して行う管理行為とは性質を異にするものである。

したがって、本件承認をしたことは、本件道路の道路としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらない。
 - (3) また、請求人は、本件承認により市の駐輪場収入の減少が生じた旨主張しているが、東京地方裁判所昭和55年10月9日判決によると、地方公共団体が特定の行政目的のために一連の作用を行う場合においても、住民訴訟の対象となり得るのは、そのうちの財務会計上の事務処理のみに限られるのであって、それ以外の一般行政上の事務処理については、たとえそれが何らかの形で当該地方公共団体に財産的影響を及ぼすことがあるとしても、これを住民訴訟の対象とすることはできないとされている。

本件承認は、前記1（2）のとおり非財務的見地から行われる道路行政上の行為であるから、仮に、請求人が主張するように、本件承認により駐輪場の経営が可能になりNPO法人の駐輪場に利用者が流れ、市の駐輪場の収入が減少し、市に財産的影響を及ぼすことがあるとしても、このことをもって本件承認を財務会計上の財産管理行為であるということとはできない。

2 市の駐輪場収入の減収が続いていることを放置しているとの主張等について

(1) 請求人は、請求書（6）において「柵の撤去が監査対象ではなく、柵の撤去により現在も本市の駐輪場収入の減収が続いていることを放置していることが監査対象である」旨主張している。

しかしながら、請求人は、請求書（3）において「駐輪場運営には本市の管理する設備の撤去が必須であるところ、中央・美浜土木事務所が撤去の許可を与え、NPOの駐輪場経営を可能にしたことで本市は自ら駐輪場収入の減少を招いており、本市の駐輪場所管部局も柵の撤去を承認した中央・美浜土木事務所の所管部局も建設局であることを考えると、同一部局でありながら、中央・美浜土木事務所が本市の運営する駐輪場の減収を招くことに直結する柵の撤去の許可を与えたことは、適正な財務会計行為に影響を与える不当なものである。」として本件承認をしたことが不当であるとし、また、請求書（5）において「NPOの駐輪場運営に必要な設備撤去の許可」の見直しを必要な措置として求め、補正書（4）において「適切な時期に柵の撤去の承認の取消し、原状の回復を図らなければならない」としている。

これらのことから、結局のところ、請求人は、本件承認を請求対象としていると考えられ、本件承認が財務会計上の行為に当たらないことは、前記1（2）のとおりである。

(2) なお、請求人が、仮に、柵の設置をすべきであるのに柵の設置をしないという不作為を問題としているとしても、これも道路行政上の行為をいうのであるから、同様に財務会計上の行為には当たらない。

以上のことから、他の事項を判断するまでもなく、本件監査請求は、地方自治法第242条第1項に規定する請求の要件を欠く不適法なものと判断しました。

【参考】 29千監（住）第2号

1 請求の要旨

本件監査請求の要旨は次のとおりである（以下、原文のまま掲載）。

1 請求の要旨

(1) 請求の対象となる執行機関・職員

市長、建設局

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

別紙事実証明書記載のとおり、千葉市長の設立認可を得たNPO法人が、千葉みなと駅前の市営の自転車駐輪場に隣接する県有地を年間賃料6万5千円で賃借して駐輪場を運営し、年間約300万円の売上をあげている。

このNPOの駐輪場運営には本市が設置している鉄パイプによる柵を撤去する必要があるところ、監査対象部局は漫然とこれを許可し、NPOの駐輪場経営を可能にした。これにより本市は年間約540万円の駐輪場収入の減収を招いたが、これは監査対象の財務会計上の行為に該当する。

(3) 違法又は不当とする理由

駐輪場運営には本市の管理する設備の撤去が必須であるところ、中央・美浜土木事務所が撤去の許可を与え、NPOの駐輪場経営を可能にしたことで本市は自ら駐輪場収入の減少を招いており、本市の駐輪場所管部局も柵の撤去を許可した中央・美浜土木事務所の所管部局も建設局であることを考えると、同一部局でありながら、中央・美浜土木事務所が本市の運営する駐輪場の減収を招くことに直結する柵の撤去の許可を与えたことは、適正な財務会計行為に影響を与える不当なものである。

(4) 市に生じている損害

駐輪場利用料金は、本市が1800円であるのに対しNPOの駐輪場は格安の1000円であることから算定すると、利用者が全員本市の駐輪場からNPOの駐輪場に流れたとすると、本市の減収額はNPOの年商である300万円の1.8倍の年間約540万円に上るものと推計できる。

(5) 求める必要な措置

よって、適切な時期に当該NPOの駐輪場運営に必要な設備撤去の許可を見直し、当該駐輪場利用者の市営駐輪場への移動を促し、もって本市の駐輪場収入の回復を図る等の措置を講じなければならない。

(6) 1年以上の経過について

柵の撤去が監査対象ではなく、柵の撤去により現在も本市の駐輪場収入の減収が続いていることを放置していることが監査対象であることから、住民監査請求が財務会計上の行為のときから1年以内に行われるべきものであることについての問題は生じていない。

（請求書添付の「事実証明書」略）

2 請求人

千葉市若葉区の住民1名

3 請求書の提出日

平成29年12月11日